

通常の添付書類（転用目的によって、追加で必要となる添付書類があります。）

（添付書類は、特に指定があるものを除き、1部です。）

書類の種類	書類の内容等
土地の登記事項証明書（全部事項証明書に限る。）	申請に係る土地の現に効力を有するものに限ります。
土地の所有者であることが確認できる書類	必要に応じて下記の書類を添付してください。 ①相続後未登記の場合（『所有権を移転する』場合には、相続登記後に申請してください。） ・相続関係系図 ・戸籍謄本 ・除籍謄本 ・相続放棄申述受理謄本等 ②住所変更後で未登記の場合 ・住民票の写し ③氏の変更後で未登記の場合 ・戸籍謄本等
公図の写し	公図を謄写・集成したものについては、次例の証明がなされていること。 （証明例）この公図の写しは、宇都宮地方法務局〇〇支局備付けの公図（公図番号〇〇）を謄写（集成）したものに相違ありません。 〇年〇月〇日謄写 謄写者 住所 氏名
位置図	縮尺1／25,000程度のものを添付してください。
周辺見取図	申請地周辺の土地の利用状況の概要が確認できる図面を添付してください。
事業計画書	記載例を参照のうえ、作成してください。『事業の目的』、『転用の必要性』、『転用面積の必要性』、『土地の選定理由』、『土地利用計画』、『周辺農地等への被害防除対策』等の内容を記載し、『資金計画』は、収入は自己資金、借入金等に区分し、支出は、用地取得費、造成費、建築費等に区分して記載してください。『他法令状況』については、①農振法の農用地区域外であることの確認〇月〇日、②埋蔵文化財包蔵地（遺跡）区域外であることの確認〇月〇日、③都市計画法に基づく開発行為許可申請〇月〇日提出済など、具体的に記載してください。

書類の種類	書類の内容等
『土地選定経過書』又は『代替性の検討表』	申請する土地以外に代替性がないことを説明してください。候補地となった土地の選定の経緯及び結果を一覧表にまとめて添付してください。また、 土地の位置がわかるように位置図等を添付 してください。
隣接土地所有者を明示した図面	申請地及び隣接地の地目（登記記録及び現況）、地番、地積、所有者氏名を表示した図面（公図の写しをコピーしたもの等）を添付してください。
隣接同意書	転用行為による隣接土地所有者とのトラブルを未然に防止するため、隣接地の地目に関わらず、所有者の同意書を添付してください。 なお、同意書が添付できない場合には、転用許可申請の内容の説明経過と同意に至らなかった理由を記載した『理由書』を添付してください。
特定図（ <u>2部</u> ）	許可申請に係る土地が 1 筆のうち的一部分である場合に添付してください。 申請地の位置に朱線により測量図面で申請に係る土地の面積が記載されているもの（分筆登記申請に添付する測量図と同等の精度のもの）を2部提出してください。 但し、『所有権を移転する』場合には、分筆登記後に申請してください。
土地利用計画図	縮尺 1 / 500 ~ 1 / 2000 程度とし、開発区域界、建物・施設の配置・形状・施設物間の距離等が具体的に明らかにされた図面を添付してください。
平面図	建物又は施設等を設置する計画の場合に添付してください。 ①施設の平面図（縮尺 1 / 200 ~ 1 / 300 程度のもの）
取水、排水計画図	当該転用事業に関する取水、排水の計画図（開発区域内の集水計画、排水の放流先まで明示すること。）を添付してください。
放流同意書	農業用水路などへの排水放流をする計画の場合に添付してください。 ・排水の放流同意書 ・土地改良区の水路の目的外使用許可

書類の種類	書類の内容等
工程表	工事着手予定日、工事完成予定日等の主な工程表を添付してください。
資金証明	転用目的の実現性を判断するため、金融機関が発行する①預貯金残高証明書（申請前 3 か月以内のもの）又は、②融資証明書（申請前 3 か月以内のもの）を添付してください。
他法令の許可書の写し又は許可の手続き状況を証する書面	他法令等との許可の調整、事前協議を必要とするので、必要に応じて、下記の書類を添付してください。 ①農振除外が必要な場合 ・農振除外の適回答通知の写し ②開発行為の許可が必要な場合 ・受付印がある開発行為許可申請書の写し
所有者又は耕作者の同意書	必要に応じて下記の書類を添付してください。 ①所有権以外の権原に基づいて申請する場合 ・所有権者の同意書 ②申請に係る農地につき、地上権、永小作権、質権、賃借権に基づく耕作者がいる場合 ・賃借権等の合意解約を証明する書類 ・耕作者の同意書
土地改良区の意見	申請に係る農地が土地改良区内にある場合には、土地改良区の意見書（但し、意見を求めた日から、30 日を経過してもその意見が得られない場合は、その事由書）を添付してください。
所有権移転請求権保全の仮登記及び地上権、処分禁止の仮処分等の登記がなされている土地の場合、当該権利者の抹消同意書	原則として、申請前に権利を抹消してください。転用目的の実現性が担保されれば、抹消同意書又は転用に供することについての同意書を添付することで、これに代えることができます。 なお、次の場合は、添付不要です。 ①設定された権利が抵当権等の担保物件の場合 ②行政機関等による差押等で担当者間の連絡により同意の有無が確認できる場合 ③一時転用の場合
土地の賃貸借契約書の写し、土地の売買契約書の写し	転用目的の実現性を判断するため、契約の確実性の確認や資金計画と支出計画の整合性を確認するために添付してください。

書類の種類	書類の内容等
定款若しくは寄附行為の写し又は、法人の登記事項証明書	申請人又は譲受人が、法人の場合に添付してください。
住民票の写し	申請人が壬生町以外に居住している場合には、添付してください。
代理人申請の場合 委任状・確認書	①代理人に申請手続きを委任する旨の委任状 ②代理人が作成した申請書の内容を理解したうえで、その通り事業を行う旨の確認書

※土壌汚染対策法第4条第1項の規定により、3,000㎡以上の土地の形質変更（掘削及び盛土）をしようとする者は、その行為に着手する日の30日前までに届出が必要となります。詳しくは、栃木県小山環境管理事務所環境対策課（TEL0285-22-4309）にお問い合わせください。

※壬生町地域森林計画対象民有林で伐採面積が1ヘクタール未満で樹木を伐採する場合、森林法第10条の8の規定により、伐採を開始する90日前から30日前までの間に町農政課へ『伐採及び伐採後の造林の届出書』を提出する必要があります。なお、伐採面積が1ヘクタール以上の場合、許可が必要となります。また、令和5年4月1日から、太陽光発電設備の設置が目的の伐採及び転用については、0.5ヘクタールを超えるものについては、林地開発許可が必要となりました。詳しくは、町農政課農村保全係（TEL0282-81-1840）にお問い合わせください。

※市街化調整区域で5,000㎡以上の売買、交換、地上権及び賃借権の設定等の契約を締結した場合は、契約した日（契約書の日付）から2週間以内に、国土利用計画法に基づく届出が必要となります。詳しくは、町総合政策課企画調整係（TEL0282-81-1813）にお問い合わせください。

※栃木県では、外部から搬入した土砂等により、3,000㎡以上の面積の埋立て等を行う場合、『栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例』に基づく許可を受ける必要があります。詳しくは、栃木県小山環境管理事務所環境対策課（TEL0285-22-4309）にお問い合わせください。

※町では、外部から搬入した土砂等により、500㎡以上3,000㎡未満の面積の埋立て等を行う場合、『壬生町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例』に基づく許可を受ける必要があります。詳しくは、町生活環境課環境保全係（TEL0282-81-1834）にお問い合わせください。

転用目的が資材置場の場合、追加で必要となる添付書類

書類の種類	書類の内容等
事業計画書（資材置場用）	事業計画書（資材置場等用）の記載例を参照のうえ、作成してください。『1 申請人の職業との関連』は、どのような事業を営んでいるか、その事業と資材等の関連性を記載してください。『2 申請人の資材置場等の面積及びその利用方法』は、申請人が現在所有している資材置場の位置、面積、利用形態等を記載してください。『3 転用行為を必要とする理由』は、現在の資材置場等では足りない具体的な理由を記載してください。『4 土地の選定理由』は、現在の事業所等の所在地及び申請地までの距離、時間を記載してください。なお、申請地が遠隔地の場合には、なぜその場所を選定したのか、もっと近くはなかったのかを記載してください。『5 申請地の具体的な利用計画』、『6 事業経歴』、『7 周辺農地への被害防除対策』等を具体的に記載してください。
決算書等	法人の場合は2期分の決算書の写しを、個人の場合は、2 か年分の確定申告書及び収支明細書の写しを添付して下さい。
事業経歴書	過去2年間における申請人の事業経歴（工事経歴）について、着工（受注）年月、請負（取引）先、事業内容、事業金額を一覧表にして添付してください。
資材置場に係る農地転用実績書	過去に資材置場を目的とした農地転用許可を受けている場合は、前回許可地、前々回許可地の許可の内容（許可年月日、許可番号、所在地、許可面積、用途）、転用完了時期、現在の用途及び現在の利用者を記載した農地転用実績書を添付してください。 なお、用途や利用者が許可時と異なる場合は、その理由も記載してください。 なお、今回が初めて許可を受ける場合は、事業計画書にその旨を記載してください。

※分譲宅地の造成など工期が定まっている事業のために必要となる資材置場・駐車場等は、一時転用で目的が達成されますので、恒久転用は許可になりません。

※資材置場等（駐車場を含む）とする目的の恒久転用の許可の場合、工事の完了の報告があった日から3年間、6か月ごとに事業の実施状況を報告することになっています。

転用目的が駐車場の場合、追加で必要となる添付書類

書類の種類	書類の内容等
駐車場に係る農地転用実績書	過去に駐車場を目的とした農地転用許可を受けている場合は、前回許可地、前々回許可地の許可の内容（許可年月日、許可番号、所在地、許可面積、用途）、転用完了時期、現在の用途及び現在の利用者を記載した農地転用実績書を添付してください。 なお、用途や利用者が許可時と異なる場合は、その理由も記載してください。 なお、今回が初めて許可を受ける場合は、事業計画書にその旨を記載してください。

※資材置場等（駐車場を含む）とする目的の恒久転用の許可の場合、工事の完了の報告があった日から３年間、６か月ごとに事業の実施状況を報告することになっています。

転用目的が砂利採取の場合、追加で必要となる添付書類

書類の種類	書類の内容等
採取計画認可申請書の写し	受付印のある採取計画認可申請書の写し（採取計画書部分に限る。）を添付してください。
埋土用土石の確保を証する書面	埋土用土石の売買契約書等の写しを添付してください。
農地復元の保証書	次のいずれかの書類を添付してください。 ① 砂利採取業者で構成する法人格を有する団体（その連合会を含む。）による保証書 ② 処理基準通知第６の１の（１）の①のウの（ア）のbに基づく書類
砂利採取に係る農地転用実績書	前回許可地、前々回許可地の採取状況、埋戻し状況等を明らかにした書類を添付してください。

転用目的が太陽光発電設備(営農型を除く)の場合、追加で必要となる添付書類

書類の種類	書類の内容等
経済産業省の事業計画認定状況が確認できる書面の写し	転用目的の確実性を判断するために下記の書面のいずれかを添付してください。 ①『再生可能エネルギー発電事業計画の認定について』(通知) ②申請受付・承諾済みであることが確認できる書面(マイページのハードコピー等)の写し
電力会社との接続の同意を証する書類の写し	転用目的の確実性を判断するために下記の書面のいずれかを添付してください。 ①『接続契約のご案内』 ②『接続に係る規定に関する承諾のご案内』 ③『接続に係る規定に関する契約書』等
土地利用計画図	パネルの配置位置と設置枚数を記載し、地表面をどうするのか(砂利敷、防草シート等)や敷地周囲へのフェンス設置の有無等がわかる図面を添付してください。
側面図	パネルの高さ、角度がわかる図面を添付してください。
事業計画書	事業計画書(太陽光発電施設用)の記載例を参照のうえ、作成してください。『1転用行為の必要性』は、転用行為を必要とする理由及び目的を具体的に記載してください。<u>売電予定先、年間発電量、売電単価、年間売電収入見込額等</u>を記載してください。『2規模の妥当性』、『3土地の選定理由』の内容を記載してください。『4土地利用計画』は、事業区域面積:〇㎡(うち農地面積〇㎡)、パネルの設置枚数:〇枚(寸法:縦〇m×横〇m)、パワーコンディショナーの設置台数:〇台(寸法:縦〇m×横〇m)、フェンスの高さ、幅、全周の長さを記載してください。『5資金計画』は、収入は自己資金、借入金等に区分し、支出は、用地取得費、造成費、建築費等に区分して記載してください。撤去・処分費用を積立てる場合は、その旨を記載してください。『6周辺農地への被害防除対策』は、雨水排水方法、土砂流出防止対策、雑草対策等を記載してください。『7法令等の調整状況』は、埋蔵文化財包蔵地区域外であることの確認〇月〇日など、具体的に記載してください。

書類の種類	書類の内容等
発電シミュレーション	年間発電量、年間売電収入を 20 年間、試算してください。
事業概要書の写し	『栃木県太陽光発電施設の設置・運営等に関する指導指針』により、 出力 50kw 以上の太陽光発電施設 の場合、 受付印のある事業概要書の写し を添付してください。
代替性の検討表	申請地の農地に代えて周辺の土地で事業の目的が達成できないことを説明してください。土地の状況がわかるように周辺見取図を添付してください。

転用目的が鹿沼土・赤玉土採取の場合、追加で必要となる添付書類

書類の種類	書類の内容等
事業計画書（鹿沼土・赤玉土採取用）	事業計画書は、鹿沼土・赤玉土採取用で作成してください。 『5埋戻土の調達方法』 は、調達方法を記載してください。自社のストックヤードの土砂で埋め戻す場合、ストックヤードの現地写真及び位置図を添付してください。 <u>購入する土砂で埋め戻す場合は、土砂の売買契約書の写しを添付してください。</u> 『6土の主な販売先』 は、販売予定先を記載してください。 『7運搬道路について』 は、道路との境界に鉄板等の敷設の有無等、記載してください。 『9農地への復元後の作付け計画』 は、作付け予定の作物を記載してください。 『10埋蔵文化財の確認状況』 は、埋蔵文化財包蔵地区域外であることの確認〇月〇日など、具体的に記載してください。
土地利用計画図	隣地境界からの保安距離を記載してください。（原則、宅地から 3m 以上、道路・水路等の公共物から 2m 以上、農地等から 1 m 以上を確保してください。）防護柵等の設置位置を明示してください。
断面図	表土の厚さ、赤玉土・鹿沼土等の厚さ、防護柵の位置・高さ、保安角度を断面図に記入してください。
鹿沼土・赤玉土採取に係る農地転用実績書	前回許可地、前々回許可地の採取状況、埋戻し状況等を明らかにした書類を添付してください。 ※前々回地 100%、前回地 80%の埋戻しが終了していなければ申請受付ができません。（平成 22 年 5 月総会申し合わせ事項）

※園芸用土採取等の際、隣接地との保安距離について、下記の通り農業委員会で定めています。

- ①道路・水路等の公共物からは、2メートル以上の保安距離を確保すること。
- ②隣接地の農地等からは、1メートル以上の保安距離を確保すること。
- ③隣接地の宅地（住宅等）からは、3メートル以上の保安距離を確保すること。
- ④隣接土地所有者の同意が得られない場合は、5メートル以上の保安距離を確保すること。